

（ 居宅介護支援 ）

（ 契約書別紙 兼 重要事項説明書 ）

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	みなみ園居宅介護支援事業所	法人名	(社福) 南魚沼福祉会
所在地	南魚沼市六日町712番地4	電話番号	025-770-2200
県指定年月日 (番号)	平成11年7月30日 (1572400230)	介護支援専門員数	3名以上
使用する課題分析票	MDS-HC		
お宅に伺うおおむねの頻度	月1回		
営業日	月曜日～土曜日 【日・年末年始(12/31～1/3)を除く日】	営業時間	平日8:30～17:30 土曜8:30～12:30
営業時間外の連絡先 (緊急時等)	みなみ園居宅介護支援所 770-2200 (*日直又は宿直から電話当番の介護支援専門員へ取り次ぎます)		
通常の営業地域	南魚沼市 湯沢町		

◎わたしたち（事業者）が、あなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には次に上げる業務を行います

【業務の概要】

- 1 あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- 2 1で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望をふまえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。
- 3 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- 4 わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- 5 あなたの要介護（支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 6 あなたが介護保険施設等への入所を希望される場合、その仲介を致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

4 苦情処理の対応

このサービスを利用する上での相談・苦情は、下記のとおり対応させていただきます。

- | | | | |
|-----------|-----------|-------|------------|
| ① 相談・苦情窓口 | 担当介護支援専門員 | 連絡先 | 770-2200 |
| ② 苦情処理の体制 | 苦情受付担当者 | 宮田 尚 | 〃 770-2200 |
| | 苦情解決責任者 | 山田 淳子 | 〃 770-2200 |

③苦情処理の手順

苦情の原因となった事実関係の確認 → 対応・改善依頼 → 相談者への説明・報告

また次の機関にも申し立てることが出来ます。

南魚沼市の方	南魚沼市役所介護保険課（本庁舎）	025-773-6675
	六日町地域包括支援センター	025-773-6675
	塩沢地域包括支援センター	025-782-0252
	大和地域包括支援センター	025-777-3111
湯沢町の方	湯沢町役場健康福祉課 福祉介護班	025-784-4560
	湯沢町地域包括支援センター	025-784-3000
すべての方	新潟県福祉サービス運営適正化委員会（新潟県社会福祉協議会）	025-281-5609
	新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

5 事故発生時の対応

- 1 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- 2 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

6 キャンセル

あなたが、このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが事前あなたを担当する介護支援専門員までご連絡ください。

あなたが、このサービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料は頂きません。ただし、このサービスだけでなく、他の居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合があります。

詳しくは、担当の介護支援専門員にお尋ねください。

7 サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- 1 あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。
- 2 わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、わたしたちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、

【基本報酬】	要介護 1・2	10,860円/月
	要介護 3・4・5	14,110円/月

【加算】

- ア 特定事業所加算(Ⅱ)
・所定の算定要件、人員要件を満たす場合 4,210円/月
特定事業所加算(Ⅲ)
・所定の算定要件、人員要件を満たす場合 3,230円/月
- イ 特別地域加算
・特別地域に所在する事業所 基本報酬の15%
- ウ 初回加算 3,000円
・新規に計画を策定した場合
・要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
- エ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円
・利用者が「入院」する際、病院・診療所へ「利用者に関する必要な情報」を当日に提供した場合
(入院日以前も含む)
- 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円
・利用者が「入院」する際、病院・診療所へ「利用者に関する必要な情報」を3日以内に提供した場合
- オ 退院・退所加算 4,500円～9,000円
・利用者が退院・退所し居宅にてサービスを利用する際、病院・診療所等職員等から「利用者に関する必要な情報」の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービス利用に関する調整を行った場合(※情報提供の方法や回数により加算額が変わります)
- カ 特定事業所医療連携加算 1,250円/月
①特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を算定している
① 退院退所加算に係る医療機関との連携が年35回以上
② ターミナルケアマネジメント加算を年15回以上算定 ①～③の条件を満たす場合
- キ 通院時情報連携加算 500円/月
・利用者の通院時に同行し、その情報をケアプラン作成に活用した場合
- ク 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円
・利用者の病状急変や医療機関における診療方針の大幅な変更等必要が生じた際、病院・診療所の求めにより、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス計画変更等の利用調整を行った場合
- ケ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円
・在宅で永眠された利用者(末期がん患者に限定しない)に対して、自宅への訪問や、主治医・サービス提供事業所等と所定の対応をとった場合

【減算】

- ア 特定事業所集中減算 2,000円/月
・正当な理由なく、当該事業所において前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の4つの居宅サービスについて、特定の事業所の割合が80%以上である場合
(一定の条件を満たす場合は除く)
- イ 運営基準減算 運営基準減算(Ⅰ)基本報酬の50%を算定(下記減算要件に該当した場合)
運営基準減算(Ⅱ)基本報酬の0%を算定(減算要件が2ヶ月以上継続している場合)